

報告第 1 号

前橋市市税条例の改正の専決処分について

前橋市市税条例（昭和 2 6 年前橋市条例第 3 0 2 号）の改正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

前橋市長 小 川 晶

別紙

専 決 処 分 書

前橋市市税条例の改正について

前橋市市税条例の一部を改正する条例

前橋市市税条例（昭和 26 年前橋市条例第 302 号）の一部を次のように改正する。

第 84 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

附則第 15 条の 2 第 7 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 15 条の 3 中第 14 項を第 15 項とし、第 13 項を第 14 項とし、第 12 項の次に次の 1 項を加える。

13 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に法施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

附則第 24 条第 1 項中「第 34 項、第 38 項若しくは第 45 項」を「第 33 項、第 37 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の前橋市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3 新条例第84条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

4 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年3月31日

前橋市長 小 川 晶